

中古車の車両状態表示（評価）に関する監修について

一般社団法人自動車公正取引協議会（会長：豊田章男）では、中古車の表示（評価）項目や基準、運用体制等車両状態表示（評価）に関する監修基準を策定し、表示（評価）を実施する機関からの申請を受けて監修を行っておりますが、この度、特定非営利活動法人日本自動車鑑定協会が行う中古車の鑑定に関するシステムが、同基準を満たしていることを確認しました。

この件に関するお問い合わせは、一般社団法人自動車公正取引協議会

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

E-Mail : info@aftc.or.jp

URL : <http://www.aftc.or.jp>

《参考》

監修の目的、基本的な考え方等主な内容については、以下の通りです。

なお、監修基準及び運用基準につきましては、当協議会のホームページに掲載しています。

1. 監修の目的

消費者向けに行われる中古自動車の車両状態に関する表示（評価）の項目・基準、運用体制等が一定の基準を満たすものについて、公取協が、求めに応じて監修することにより、車両状態に関する表示（評価）の信頼性の向上と消費者の適正な選択の確保に資することを目的とする

2. 監修の基本的考え方

- 1) 現行規約に加えて、新たに評価等を行うことを義務付けるものではない
⇒ 表示（評価）を実施するかどうかは会員販売店の判断
- 2) 評価等を実施する場合、監修を受けたものによることを義務付けるものではない
⇒ どの評価機関による評価等を行うかは会員販売店の判断
- 3) 公取協の監修を受けることを評価機関等に対して義務付けるものではない
⇒ 監修を受けるかどうかは、評価機関等の判断

3. 監修の対象（内容）

監修の対象は、中古車の車両状態に関する表示（評価）の以下の内容とする

- 1) 中古車の車両状態に関する表示（評価）項目及び基準
- 2) 表示（評価）を適正に実施するための運用体制
 - ① 実施者となるための研修及び検定等の資格制度
 - ② 表示（評価）が適正に行われているかについての監査制度

中古車の車両状態に関する評価点については、監修の対象外とする

また、監修は、中古車の車両状態に関する表示（評価）の基準、運用体制等について行うもので、個別の表示（評価）内容について行うものではない

4. 監修の申請の受付及び審査等

評価機関等からは、監修申請書及び表示（評価）項目・基準、運用体制等の確認ができる資料の提出をもって監修の申請を受け、その後、公取協において、関係資料の内容並びに評価機関や評価実施販売事業者に対するヒアリング等必要な審査を実施し、書面にて申請者に監修の可否を通知する

5. 監修を受けた旨の表示

公取協から監修を受けた表示（評価）システムに基づき、表示（評価）が行われた時は、当該書面において、その旨の表示をすることができる

6. 運用状況の報告義務、監修の取り消し等

監修を受けた機関は、公取協に対し、監修を受けた内容に関する運用状況等を年に1回以上報告しなければならない

公取協は、中古車の車両状態表示（評価）の運用状況に重大な問題がみられた場合等は、監修を取り消すことができる

7. 監修の有効期間

監修の有効期間は2年間とし、2年毎に更新するものとする